

那覇港クルーズ船歓送迎演舞等業務委託仕様書

1 委託業務名

那覇港クルーズ船歓送迎演舞等業務委託

2 趣旨

那覇港に入港したクルーズ船の乗客及びクルー（以下「乗客等」とする。）に沖縄の伝統的な芸能や音楽、様々な演出（以下「演舞」とする。）でおもてなしを行うことで、乗客等の満足度を高め、沖縄訪問の印象を深くすることを目的に行う。

3 契約期間

契約締結日～令和8年2月末

4 委託業務の内容

（1）業務内容

那覇港へ入港したクルーズ船の乗客等に対し、入出港時の歓送迎の演舞を実施すること。

（2）演舞回数

- ① 契約金額の範囲内で、入出港時で計5～6回程度とする。
- ② 演舞予定は「別紙」のとおりとする。
- ③ 追加入港や入港キャンセル等があった場合、本業務の委託料の範囲内で対応すること。また、実施回数が上記の回数から減少した場合、本業務の委託料は実績に応じた金額を支払うものとする。

（3）演舞場所

那覇クルーズターミナル（泊ふ頭8号岸壁、第2クルーズバース）

（4）演舞内容

沖縄の伝統芸能（エイサー、唄三線、琉球舞踊など）や音楽の演奏など、乗客等の印象に残る演舞を行うこと。

（5）演舞時間

入港時に演舞を行う場合は、乗客等が下船を開始してから60分程度とする。

出港時に演舞を行う場合は、出港時間15分ほど前から演舞を開始し20～30分程度とする。

（6）演舞者

演舞者は、プロ、アマチュアを問わないが、十分な経験を持った団体に依頼すること。また、那覇港のみならずまちづくりや観光業界の人材育成に貢献する考えから、なるべく地域団体（小中学生）等に出演する機会を与えるようにすること。

（7）出演者数

当日の出演者数については、演舞の魅力、迫力を乗客等に伝えるため一定程度の数が必要となる。そのため、以下の人数を参考に、より多くの人員を配置するものとする。

エイサー	・・・	6名以上
唄三線	・・・	3名以上
その他	・・・	5名以上

(8) 船舶代理店との調整について

歓送迎演舞の実施にあたっては、乗客数などの情報収集、演舞の開始時間や内容等を事前に船舶代理店と共有し、多くのクルーズの乗客が観覧できるよう効果的な実施に努めること。

(9) 演舞中止について

天候等の理由により入出港にずれが生じるときは、委託者及び受託者の協議の上、演舞時間や内容等について決定すること。

また、台風等でクルーズ船の寄港がキャンセルとなった場合や、悪天候で演舞が実施不可能と判断される場合は、委託者及び受託者の協議の上、演舞の中止等の判断を行うものとする。

なお、寄港がキャンセルとなった場合等により、演舞中止の決定が当日になされた場合は、契約単価の100%の範囲内で委託者との協議の上、定めるものとする。

(10) 実績報告書の作成について

演舞の状況について、委託者に書面にて報告を行うものとする。実績報告書の様式は「別紙」のとおりとし、歓送迎演舞等の実施状況や見学している乗船客等の写真、見学者数（乗船客、地域住民、関係者）等を盛り込むこと。

また、費用の支出に係る請求書、領収書又は振込受付書等を添付すること。

(11) その他

演舞等を行う際には、那覇港管理組合の許可を受けて、施設にある音響設備を利用すること。なお、受託者所有の音響設備を持ち込み対応することを妨げないが、事前に那覇港管理組合と調整を行うこと。

5 那覇クルーズ促進連絡協議会との調整

本業務を遂行するに当たっては、委託者である那覇クルーズ促進連絡協議会（以下「促進協」とする。）との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を適宜報告して調整を図ること。また、次の各号について、遵守すること。

(1) 資料提出の協力について

本業務は、促進協加盟団体からの負担金を活用して実施するものであり、負担金の適正な執行を確認するために、必要に応じて資料の作成を求める場合がある。その際、促進協から依頼があれば速やかに対応すること。

(2) 業務委託期間中に想定される事態に対応する体制をとること。

(3) その他、本業務の実施に際し、促進協の要請に速やかに対応すること。

6 成果の帰属及び秘密の保持

(1) 本業務により得られた成果物、著作権は、原則として促進協に帰属する。

(2) 秘密の保持

① 本業務に関し、受託者が促進協から受領又は閲覧した資料等は、促進協の了解なく公表又は使用してはならない。

② 受託者は、本業務で知り得た促進協及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 その他

(1) 関係書類の保存

受託者は、負担金の交付等に係る収支を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、負担金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(2) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じてその都度、委託者及び受託者の協議の上、決定する。